

生駒市水道事業管理規程第6号

生駒市水道事業現金取扱員服務規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成27年4月1日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市水道事業現金取扱員服務規程の一部を改正する規程

生駒市水道事業現金取扱員服務規程（昭和48年9月生駒市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第11号）第2条」を「（平成27年4月生駒市水道事業管理規程第5号）第4条」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

現金取扱員領収印



備考 大きさは、直径25ミリメートルとする。

様式第 2 号中「            年    月    日生」を削る。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。